

よりそう、ほけん。
家族とつながるぜんち

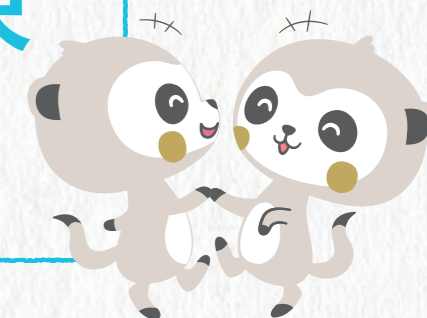
知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんのある方の
ための総合保険

東京海上日動の個人賠償責任補償付

ぜんちの あんしん保険

商品パンフレット

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年創設



ともに助け、ともに生きる。


ぜんち共済株式会社

お問い合わせ、事故、入院のご連絡は

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社

 **ぜんち共済株式会社**
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
TEL:03-6910-0850 FAX:03-6910-0851
URL:<http://www.z-kyosai.com/>



2019年10月作成 19-T03866

取扱代理店



2019年10月作成

目次

ぜんちのあんしん保険って何？	3
あんしん保険の特長	4
あんしん保険の4大保障	5
保障内容と保険料について	8
ご加入までの流れ	10
お支払いできる事例・できない事例	12
保険金のご請求手続き	13
ぜんち共済ってどんな会社？	14



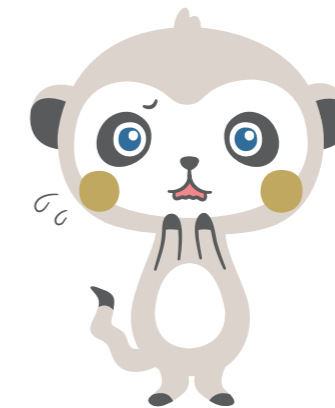
©ぜん太

ぜんちのあんしん保険って何？

よりそう、保険。
家族とつながるぜんち

障がいのある方とご家族が抱えている不安を少しでも安心に変える手助けがしたい。
そんな気持ちで作ったのが「ぜんちのあんしん保険」です。

障がいによっては
保険に加入できない



病気やケガのリスクが
高くなってきた

付き添いの負担が
大きい

ご加入件数が増え続けている3つの理由



ご加入対象者の幅が広い

障がい者向け専門保険会社として、障がいがある方とご家族、施設職員など幅広い方にご加入いただいています。
また、年齢・性別に関わらず一定した保険料で充実した保障を受けることが可能です。



お客様にご安心いただける対応

お客様を不安な気持ちにさせないため
スムーズかつ丁寧な対応を心掛けています。



予期せぬ出費をカバー

日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合
個人賠償責任補償国内最高5億円(国外:1億円)。
支払保険金が一番多い入院保険金では1泊2日以上入院に対して、
差額ベッド代や付き添い費用の有無に関わらず**最高日額1万円**が支払われます。



あんしん保険の特長

ご加入のお手続きがカンタン



健康告知や、
医師の診査は必要ありません。



日本初！ トラブル発生時には専門弁護士によるバックアップ



ぜんち共済は「お客様を守る」保険を考えました。

障がいのある方を「被害事故」から守る権利擁護費用保険は、ぜんち共済が日本で初めて開発した保険で、弁護士対応にかかる費用を補償します。(2008年4月1日販売開始)

当社では、障がいのある方々の権利擁護に詳しい弁護士5名を顧問に迎えて、「虐待」や「消費者被害」など他人からのトラブルに巻き込まれたときは相談だけではなく、解決までしっかりサポートします。

あんしん保険の4大保障



不安を抱える時期、不安に思う内容に沿って、自分に合ったタイミングでご加入いただけます。
知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんのある方々だけでなく、ともに寄りそっている方にも目を向けた保険です。



年払・月払OK!



クレジット
カード払OK!

ネット申込みのみ 【ご利用いただけるカードの種類】
VISA MasterCard JCB American Express Diners Club International

あんしん保険の4大保障

1 入院・通院

入院

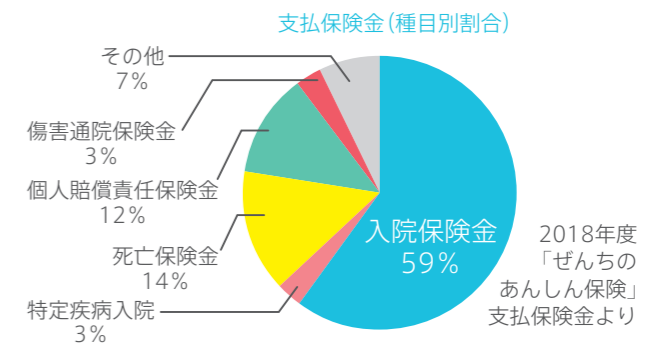
最高日額1万円

(1泊2日以上の入院から適用)
1回の入院につき
30日または60日限度

プランの詳細はP8-P9をご参照ください

●入院の備えは大切です

保険金支払実績を見ると、2018年度「ぜんちのあんしん保険」は、約6億円の保険金をお支払いしました。入院保険金が占める割合は62%と最も多く、一人当たり平均112,444円お支払いしました。



2 特定疾病入院

特定疾病入院も保障

(精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかん)

ご加入以前より発症していた病気やおケガはお支払い対象になりませんが、特定疾病(精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかん)で入院された場合に、特定疾病入院保険金をお支払いします。

Q 請求してから保険金支払いまでどの程度日数がかかりますか？

A 原則、ご請求に必要な書類が全て到着してから次の日数以内にお支払いします。
病気・ケガのとき(死亡・入院などの各保険金)
到着した日の翌日から5営業日以内

3 個人賠償責任補償

「個人賠償責任補償」(総合生活保険)

国内最高 **5億円** (国外:1億円)

引受保険会社 東京海上日動火災保険

個人賠償責任補償(東京海上日動の示談交渉サービス付き)

【総合生活保険(個人賠償責任補償)】

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)※を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※ 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

もしも
このような事が
起こって
しまったら

●高額訴訟事例

平成25年7月 神戸地裁判決
自転車で62歳女性に正面衝突し意識不明の重体を負わせた小学生の母親に対し、9520万円の支払いを命じる判決



あんしん

示談交渉サービス付き

頼りになります。

損害賠償事故は加害者・被害者がいるため、双方の感情が複雑に絡み、当事者同士で示談交渉するのは困難です。また、当事者同士の話し合いによる示談などは非常に労力がかかります。そんな時はおまかせください。東京海上日動が示談交渉を行い円満に解決します。

【示談交渉サービスとは】

万が一お客さまが、事故や過失などにより法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、お客さまに代わって相手方・相手方保険会社と交渉を行うサービスです。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、東京海上日動の「重要事項説明書」P1をご確認ください。このページは東京海上日動の個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

4 権利擁護費用保険金

権利擁護費用保険って？

被保険者ご本人が被害事故※に遭ってしまった場合、解決をするために弁護士に相談をする費用や、相談後、委任をするための費用です。

法律相談費用 平均 **20,490円**

弁護士委任費用 平均 **310,768円**

(2018年度支払実績)

※被害事故とは・・・

虐待 <small>(身体的暴行、性的虐待、放棄・放置、心理的虐待、経済的虐待)</small>	雇用現場での差別 <small>(雇用現場での差別、合理的配慮の不提供)</small>	逮捕・勾留 <small>(警察に身体拘束されたとき)</small>
消費者被害 <small>(詐欺または不当な商法により商品を買わされてしまったときなど)</small>	もらい事故 <small>(他人から受けた事故によるケガや病気)</small>	財物損壊 <small>(所有物を壊されたときなど)</small>

●支払事例

事由	給付項目	支払保険金
特別支援学校で低水温のプールに入れられ放置された	弁護士相談 弁護士委任	443,000円
就労先の担当課長から小突かれるなどパワハラをうけた	弁護士相談 弁護士委任	784,659円
施設内で受傷した事故に関し虐待の疑い	弁護士委任	256,380円
街角で見知らぬ男性に声を掛けられ携帯電話を複数台契約させられ詐取された	弁護士相談 弁護士委任	386,480円

Q

権利擁護費用保険金の請求方法を教えてください。

A

ぜんち共済にご連絡いただき、被害事故に該当する場合には、法律相談書をお送りします。最寄りの弁護士(司法書士)に相談(法律相談費用は5万円までの実費)される際、法律相談書を持参してください。

ご相談後、法律相談書に弁護士の見解を記入してもらった後、当社にその他の書類とともに送ってください。

法律相談書の内容をもとに、弁護士委任費用(100万円までの実費)の対象になるかを審査します。

保障内容と保険料について



新B-2(入院重点プラン)か新C-3(充実保障プラン)にご加入の場合は、65歳以降、新A-1(ベーシックプラン)、新A-2(おすすめプラン)に変更し更新してください。

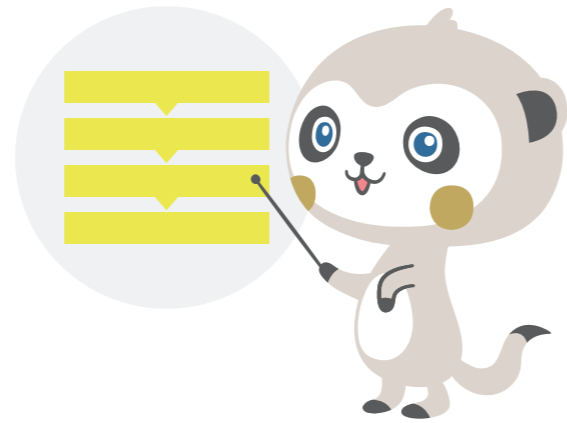
プラン名	新A-1 ベーシック プラン	新A-2 おすすめ プラン	新B-2 入院重点 プラン	新C-3 充実保障 プラン		
ご加入いただける被保険者の年齢	満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満64歳	満5歳～満64歳		
万 一 の と き	病気やケガで死亡したとき (死亡保険金)	10万円	10万円	120万円		
	特定疾病で死亡したとき (特定疾病死亡保険金)※1	10万円	10万円	10万円		
	ケガで特定重度障害状態になったとき※2 (特定重度障害保険金)	10万円	10万円	120万円		
病 気 ・ ケ ガ の と き	病気やケガで 入院したとき	特定疾病以外の病気・ケガで 入院したとき (入院保険金)	1日につき 5,000円 1回の入院につき30日限度	1日につき 7,000円 1回の入院につき30日限度	1日につき 8,000円 1回の入院につき60日限度	1日につき 10,000円 1回の入院につき60日限度
		てんかんなど特定の入院 (特定疾病入院保険金)※1	1日につき 3,000円 1回の入院につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の入院につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の入院につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の入院につき30日限度
		入院保険金が支払われたとき (入院一時金)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		1泊2日以上入院に伴い、公的医療保険対象の 手術を受けたとき※2(手術保険金)	10,000円	20,000円	40,000円	50,000円
	ケガで通院したとき (傷害通院保険金)	1日につき 2,000円 1回の事故につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の事故につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の事故につき30日限度	1日につき 3,000円 1回の事故につき30日限度	
ト ラ ブ ル の と き	被害事故が 生じたとき※2 (権利擁護費用保険金)	弁護士に法律相談したとき (法律相談費用)	5万円 までの実費	5万円 までの実費	5万円 までの実費	5万円 までの実費
		弁護士に委任したとき (弁護士委任費用)	100万円 までの実費	100万円 までの実費	100万円 までの実費	100万円 までの実費
		弁護士に接見を依頼したとき (接見費用)	1万円 までの実費	1万円 までの実費	1万円 までの実費	1万円 までの実費
東京海上日動の示談交渉サービス付き(国内の事故に限る) 個人賠償責任保険金 (一時払 4,500円※3) ※4	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円		
合 計 保 険 料	【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料)* *初回保険料には、東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。2か月目以降は、当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。	1,300円 (初回保険料のみ 5,800円※3)	1,700円 (初回保険料のみ 6,200円※3)	2,700円 (初回保険料のみ 7,200円※3)	3,700円 (初回保険料のみ 8,200円※3)	
	【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料)	18,500円※3	22,500円※3	32,500円※3	43,500円※3	

必ずお読みください

- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
 - 責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)、または責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - 入院の原因となった疾病(特定疾病を除く)またはケガが、責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)または受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
 - 精神疾患(例:統合失調症、うつ病、適応障害など)により入院した場合。 ○ 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- 保険期間内(1年間)にお支払いできる入院保険金、特定疾病入院保険金、入院一時金、手術保険金、傷害通院保険金の合計額は80万円までとなります。
- 保険期間内(1年間)にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。
- 詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」「約款」をご覧ください。

- ※1 特定疾病とは…精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんをいいます。特定疾病死亡保険金・特定疾病入院保険金は責任開始日から30日間はお支払いしません。
- ※2 「特定重度障害状態」、「公的医療保険対象の手術」「被害事故」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※3 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償保険料(4,500円)は、上記の合計保険料に含まれております(月払の場合は初回保険料)。
- ※4 補償内容が同様の個人賠償責任保険(賠償保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)がある場合、その他ご不明な点がある場合はぜんち共済までお問い合わせください。

ご加入までの流れ



1 事前のご確認事項

ご加入条件



年齢・性別にかかわらず
保険料は一定

年齢 満5歳～74歳まで(プランにより異なります)
ご継続の方に限り75歳～84歳までのプランもご用意しています。

対象の方

- ・知的障がい
- ・発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群、AD/HDなど)
- ・ダウン症
- ・てんかん
- ・上記内容に当てはまる方とご家族、ご親族。
- ・当社が認める方、及び当社が認める団体・施設・企業に所属している職員の方とご家族。

ご確認ください



- ご加入条件を満たしていますか？(年齢、対象者)
- プランはお選びになりましたか？
- 重要事項はご確認いただけましたか？

2 お申込み

1 申込書のご記入 お客様 パンフレットに記載されている保障内容等を十分ご確認ください、「保険契約申込書」に必要事項を黒のペンまたはボールペンでご記入ください。

2 ご返送 お客様 「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。
※お送りいただいた書類内容に万が一、不備があった場合は、すみやかにご連絡いたします。

3 保険契約の成立 当社 毎月20日当社到着が締切となり、翌月1日から保障(責任)が開始されます。

3 保険料の払込みについて



口座振替の場合: 保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
振込用紙による振込: 保障(責任)を開始した月の末日までに払込んでください。

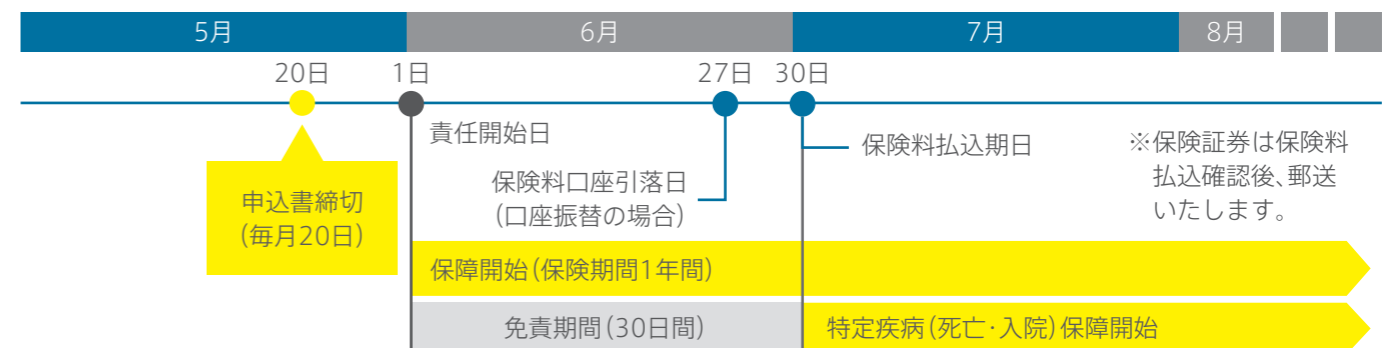
4 お申込みから保障の開始までの流れ



「ぜんちのあんしん保険」は**毎月20日**がお申込みの締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。
ただし、特定疾病死亡保険金、特定疾病入院保険金は、責任開始日から31日目以降に死亡または開始された入院が保険金のお支払いの対象となります。

お申込みから保障開始までのスケジュール例



※ご注意ください

保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

保険金をお支払いできる主な事例



個人賠償責任保険金

個人賠償

- 背後からの急な呼びかけに驚き、誤って知人女性を突き飛ばしケガを負わせた

個人賠償責任保険金 2,564,880 円

- 自転車で歩行者と衝突しケガを負わせた

個人賠償責任保険金 1,503,509 円



※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

入院

入院保険金

- 脳梗塞で倒れて入院 → 55 日間 **新C-3プラン**

入院保険金 550,000 円 入院一時金 10,000 円 手術保険金 50,000 円

- 自宅ベランダより転落し、腰部圧迫骨折で入院 → 入院 25 日間 通院 20 日間 **新A-2プラン**

入院保険金 175,000 円 入院一時金 10,000 円 傷害通院保険金 60,000 円

通院

傷害通院保険金

- 本屋の車止めにつまづき転倒し左手首骨折 → 14 日間 **新A-1プラン**

傷害通院保険金 28,000 円

- 作業中にハサミを使用し、誤って左手親指創傷 → 6 日間 **新A-2プラン**

傷害通院保険金 18,000 円



個人賠償責任保険金

保険金をお支払いできない主な事例

個人賠償

- 仕事中の事故
(例) 製品を組み立てている時に落として破損させた
- 親族に対する事故
(例) 同居の父親の眼鏡を落として破損させた
- 車の所有・使用・管理に関する事故
(例) 助手席ドアを開けて隣の車のドアをへこませた

※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」、東京海上日動の「重要事項説明書」をご覧ください。

入院

入院保険金

- ご加入以前に開始された入院
- ご加入以前から予定されていた入院
- 日帰り入院
- ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガ※
- ご加入以後に発病した病気や受傷したケガが、ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガと医学的に重要な因果関係がある場合
- 精神疾患、先天疾患など※

※精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんは特定疾病入院保険金でお支払いします。
※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

通院

傷害通院保険金

- 「急激かつ偶然な外来」の要件を満たさないケガ

急激	偶然	外来
その事故が突発的に発生し、事故からケガまで時間的な間隔がないこと	原因または結果の発生が予知できないこと	ケガの原因が体の外からの作用であること

(例) てんかん発作による頭部打撲
⇒ケガの原因であるてんかん発作は体の中の作用(病気が原因)であるため「外来」の要件を満たしていません
※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

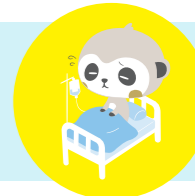
もしものとき、どうしたらいいの？ 保険金のご請求手続き



1 保険事故の発生！

お客様

- 突然の病気やケガで入院
- 第三者の物を壊してしまった など



2 請求のご連絡

お客様

保険証券又は保険契約更新証に記載の証券番号をご確認の上、当社コールセンターへお電話ください。
Tel: 0120-322-150



3 必要書類のご案内

当社

請求内容を詳しくお伺いし、必要書類のご案内・請求書類を郵送いたします。



4 請求書類のご返送

お客様

請求書類にご記入・必要書類をご準備いただき、当社へご返送ください。



5 請求書類の内容確認

当社

お送りいただいた書類を確認し、審査いたします。



6 請求書類の内容確認

当社

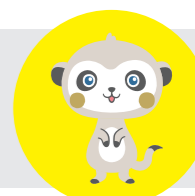
審査終了後、保険金をご指定の口座にお振込みいたします。



7 支払通知の郵送

当社

お支払手続き完了後「保険金支払通知」を郵送いたしますので内容をご確認ください。



※上記は基本的なお手続きをご説明しています。お客様のご請求内容によっては、上記と異なるケースや当社から別途お願いする内容がございます。あらかじめご了承ください。
※個人賠償責任補償に係る事故の場合、原則として東京海上日動火災保険株式会社が対応いたします。

ぜんち共済ってどんな会社？



知的障がい・発達障がいがある方のための 専門保険会社

設立経緯

ぜんち共済は、2000年7月に相互扶助の精神に基づいて、全国の知的障がい者とその関係者の方を対象として福利厚生制度を行うために設立された全国知的障害者共済会を前身としています。

これまで、知的障がいがあるが故に十分な保障が受けられなかった方々にとって大変素晴らしい共済であると多くの方から高い評価を得てまいりました。

2006年の保険業法の改正に伴い、2万人を超える加入者の受け皿として、さらには一人でも多くの知的障がい・発達障がいのある方が、今後も幸せで平穏な生活を送れることを願い、「ぜんち共済株式会社」が新たな株式会社として誕生しました。

ぜんち共済のあゆみ

2000年	7月	知的障がい者の福利厚生制度を提供する「全国知的障害者共済会」発足
2000年	10月	「新せいめい賠償共済」募集開始
2006年	11月	「ぜんち共済株式会社」設立
2008年	2月	関東財務局長(少額短期保険)第14号登録
2008年	4月	「ぜんちのあんしん保険」発売開始
2015年	4月	「ぜんちのこども傷害保険」発売開始
2015年	12月	契約数が4万人を超える
2019年	3月	収入保険料が10億円を突破
2019年	4月	契約数が4万5千人を超える



豊富な実績!! 皆様に選ばれています

ぜんち共済は長年にわたり、たくさんの方々へ保険サービスを提供してまいりました。これからも、皆様にご満足いただくサービスを提供し続けると共に、より多くの障がいを抱える方々をサポートして参ります。

契約件数 44,833 件 <small>2019年3月末現在</small>	支払件数 70,935 件 <small>2012年4月から2019年3月末まで(合計件数)</small>	支払総額 49億 4,020万 4,450円 <small>2008年4月から2019年3月末まで(合計金額)</small>
---	--	--

すべての出逢いを尊び 心を尽くし 誰にも優しい社会を創造します

ともに助け、ともに生きる。

障がいがあっても「地域で」「社会で」普通に暮らす。万が一の備えが不十分だと、地域社会で安心して暮らせていけません。障がいのあるご本人様はもとより、ご家族の皆様も日々不安でいっぱいだと思います。しかし、事故は時と場所を選ばず容赦なく襲ってきます。トラブルの際、ご家族の皆様だけで困難を抱えるのではなく、つながり、よりそう保険でありたい。わずかでもご家族の皆様・福祉関係者の肩の荷がおりの、そんな保険でありたいと願っています。

ぜんち共済は「社会に必要とされる真の保険会社」を目指すとともに、誰にとっても幸せな「共生社会」の実現に向け、皆様の「安心した生活」を支える一助になることを役職員一同目指しています。



ぜんち共済株式会社
代表取締役社長 榎本 重秋